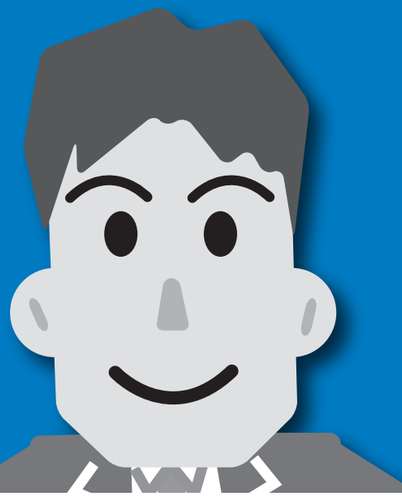
お問い合わせ・申請先

業務改善助成金支給対象道府県の労働局賃金課室一覧

No.	労働局名	所在地	電話番号
1	北海道	〒060-8566　札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
2	青森	〒030-8558　青森市新町2-4-25　青森合同庁舎	017-734-4114
3	岩手	〒020-8522　盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号　盛岡第2合同庁舎	019-604-3008
4	宮城	〒983-8585　仙台市宮城野区鉄砲町1番地　仙台第4合同庁舎8F	022-299-8841
5	秋田	〒010-0951　秋田市山王7丁目1番3号秋田合同庁舎	018-883-4266
6	山形	〒990-8567　山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階	023-624-8224
7	福島	〒960-8021　福島市霞町1−46 福島合同庁舎5F	024-536-4604
8	茨城	〒310-8511　水戸市宮町1丁目8−31茨城労働総合庁舎	029-224-6216
9	栃木	〒320-0845　宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎	028-634-9109
10	群馬	〒371-8567　前橋市大渡町1丁目10番7号　群馬県公社総合ビル8F	027-210-5005
11	千葉	〒260-8612　千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎	043-221-2328
12	新潟	〒950-8625　新潟市中央区美咲町1-2-1新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3504
13	富山	〒930-8509　富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎	076-432-2735
14	石川	〒920-0024　金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎	076-265-4425
15	福井	〒910-8559　福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-22-2691
16	山梨	〒400-8577　甲府市丸の内1−1−11	055-225-2854
17	長野	〒380-8572　長野市中御所1丁目22−1	026-223-0555
18	岐阜	〒500-8723　岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3F	058-245-8104
19	静岡	〒420-8639　静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3F	054-254-6315
20	三重	〒514-8524　津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎	059-226-2108
21	滋賀	〒520-0057　大津市御幸町6番6号	077-522-6654
22	京都	〒604-0846　京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3215
23	兵庫	〒650-0044　神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー16F	078-367-9154
24	奈良	〒630-8570　奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742-32-0206
25	和歌山	〒640-8581　和歌山市黒田2−3−3和歌山労働総合庁舎	073-488-1152
26	鳥取	〒680-8522　鳥取市富安2丁目89−9	0857-29-1705
27	島根	〒690-0841　松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5F	0852-31-1158
28	岡山	〒700-8611　岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-225-2014
29	広島	〒730-8538　広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館5F	082-221-9244
30	山口	〒753-8510　山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0372
31	徳島	〒770-0851　徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎1F	088-652-9165
32	香川	〒760-0019　高松市サンポート3番33号　高松サンポート合同庁舎3階	087-811-8919
33	愛媛	〒790-8538　松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎 5F	089-935-5205
34	高知	〒780-8548　高知市南金田1番39号	088-885-6024
35	福岡	〒812-0013　福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号　福岡合同庁舎	092-411-4578
36	佐賀	〒840-0801　佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7179
37	長崎	〒850-0033　長崎市万才町7−1 住友生命長崎ビル6F	095-801-0033
38	熊本	〒860-8514　熊本市西区春日2−10−1熊本地方合同庁舎A棟9F	096-355-3202
39	大分	〒870-0037　大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6F	097-536-3215
40	宮崎	〒880-0805　宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2F	0985-38-8836
41	鹿児島	〒892-0816　鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2F	099-223-8278
42	沖縄	〒900-0006　那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館3階	098-868-3421

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

中小企業事業主のみなさんへ



ぜひ、ご検討ください。

助成対象42道府県に事業場（支社等）があれば、助成対象となります。

最低賃金引上げ支援

業務改善助成金 申請Q&A

CONTENTS 目次

●目的と概要	1	●助成額など	3
●支給対象となる事業主	2	●申請から支給までの手続き	4
●支給対象となる業務改善例	3	●業務改善助成金申請の手続きの流れ	5-9
		●業務改善助成金受給後の手続き	10

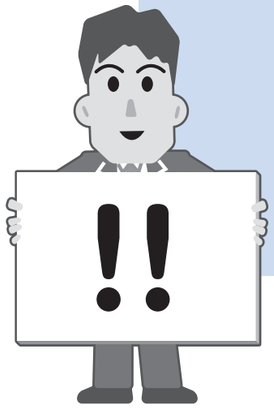
厚生労働省

●厚生労働省ホームページアドレス　http://www.mhlw.go.jp/

お問い合わせ・申請先/都道府県労働局賃金課室（裏表紙参照）へ

Q1 業務改善助成金制度の目的は何ですか？

A. **この助成金は、中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、従業員の賃金引上げを図るための制度です。**



最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）制度は、最低賃金引上げに向けて中小企業・小規模事業者を支援する目的で、設けられているものです。

Q2 業務改善助成金制度の概要は？



A. **下記2条件を満たした場合に、助成金が支給されます。**

裏表紙の42道府県に事業場を置く中小企業事業主が、次の（1）および（2）を実施した場合に、業務改善に要した経費の一部を国の予算の範囲内で助成する制度です。

（1）最低賃金の引上げに先行して事業場内で最も低い賃金（以下「事業場内最低賃金」という）の時間給または時間換算額（以下「時間給等」という）を40円以上引き上げる賃金引上計画を策定し、引上げを実施すること。ただし、助成金申請時に、雇い入れ後6月以上経過した800円未満の時間給等の労働者を使用している必要があります。

（2）労働者の意見を聴取の上、労働能率の増進に資する設備・器具の導入等の業務改善を実施すること。

Q3 支給対象となる事業主の条件は？

A. **下記の❶～❼のすべてに該当する事業主です。**

❶右の表1の「業種」に応じて①「資本金の額または出資の総額」または②「常時使用する企業全体の労働者数」のどちらかの要件を満たす事業主であること。

（表1）

業種	①資本金の額または出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

❷事業場内最低賃金が時間給等で800円未満の労働者を使用している事業主であること。

❸次の（1）賃金引上計画および（2）業務改善計画（以下「事業実施計画」という）を策定し、各都道府県労働局長（以下「労働局長」という）に「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付申請書」（以下「交付申請書」という）を提出し、交付決定を受けた事業主であること。

（1）賃金引上計画
事業場内最低賃金の時間給等を40円以上引き上げる計画のことです。
（2）業務改善計画
業務改善（労働能率の増進に資する設備・器具の導入など）にかかる経費の合計が10万円以上で、労働者の意見を聴いた計画のことです。

❹事業実施計画に基づき、次の措置を実施した事業主であること。

（1）事業場内最低賃金規程の作成
賃金引上計画に基づき、就業規則などで、事業場で最も低い賃金の時間給等から40円以上引き上げる事業場内最低賃金額を定めてください。（最低賃金の減額特例許可を受けた労働者を除く）
（2）賃金引上げの実施
上記（1）により定められた就業規則などに基づき賃金を引き上げてください。（確認期間として1回の支払実績が必要です）
（3）業務改善の実施
業務改善計画に基づき業務改善を実施し、その経費として合計10万円以上の支払いを行うことが必要です。

❺助成した事業場の好事例等の紹介ができるよう事業場名の公表に同意した事業主であること。

❻次の（1）～（6）のいずれの場合にも該当しない事業主であること。

（1）交付決定の日の前日から起算して6月前の日から当該決定の日の属する会計年度の末日または当該決定の日から6月を経過した日のいずれか遅い日までの間に、以下のいずれかの事実が認められた場合

ア　解雇を行うこと。（ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合または労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合を除きます。）企業整備による人員整理等のため事業主が希望退職者を募り、労働者がこれに応じ、または、退職の勧奨を行い労働者がこれに応じたこと。
イ　当該事業場の時間当たりの賃金額を引き下げること。
ウ　所定労働時間の短縮または所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合または法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く）に係わる労働契約の内容を変更して、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

（2）過去に業務改善助成金の交付を受けている場合
（3）交付決定の日の前日から起算して6月前の日から当該決定の日の属する会計年度の末日または当該決定の日から6月を経過した日のいずれか遅い日までの間に、以下のいずれかの事実が認められた場合

ア　助成対象経費を対象として国または地方公共団体から補助金等の交付その他これに類する助成等を受けている場合
イ　労働関係法令に違反していることが明らか（是正勧告、司法処分等）となった場合

（4）過去3年以内に事業場の所在地を所轄する労働局長から適正化法第17条に規定する補助金等の決定の取消しその他これに準ずる処分を受けている場合
（5）事業者または事業者が法人である場合、当該法人の役員若しくは事業場の業務を統括する者その他これに準ずる者のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう）に該当する者がいる事業場、暴力団員が経営に実質的に関与している事業場およびこれらの事業場であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業場等であると認められた場合
（6）過去2年以内に消費税法、法人税法または所得税法に定める税若しくは労働保険徴収法に定める徴収金のいずれかを滞納している場合

❼上記の❷～❻に基づく措置などの状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

Q4 支給対象となる業務改善とは？



A. 対象となる業務改善例は以下の通りです。

(1) 助成対象となる経費について
業務改善効果のある物品の購入などが主な対象となります。

(2) 業務改善と認められない経費の例
❶単なる経費削減のための経費
❷職場環境を改善するための経費
❸社会通念上当然に必要となる経費
（同一規模の同一業種においては、一般に保有・使用している機器の導入経費）

【助成金対象とならない経費の具体例】
※特種用途自動車（8ナンバー）以外の自動車購入経費
※パソコン（パソコン周辺機器含む）購入経費
※就業規則の作成・改正及び賃金制度の整備
※事務室の改修経費
※飲食店における冷蔵庫の購入経費
※美容業における美容機器の購入経費
※倉庫業におけるフォークリフトの購入経費

(3) 対象となる期間
業務改善に要した費用は、交付決定後に実施したものに限ります。例えば、交付決定前に購入契約を締結したものは対象となりません。

(4) 対象となる事業場
当該事業場の業務改善に要した費用のみを対象とし、同一企業であっても他の事業場の業務改善に要した費用は対象となりません。

Q5 助成額について教えてください。

A. 助成の上限額は100万円～150万円です。

助成額は、次の(1)(2)により決定されます。

(1) 選定額
表2の助成対象経費の実支出額に助成率を乗じて得た額と表3の上限額とを比較して、いずれか少ない方の額を選定額とします。また、助成対象経費の下限は10万円とし、その場合の助成額は5万円もしくは、7万5千円となります。

(2) 助成率
常時使用する労働者の数が31人以上の企業は業務改善に要した経費の2分の1、常時使用する労働者の数が30人以下の企業は、業務改善に要した経費の4分の3となります。ただし、表3の上限額が設けられています。

(表2)

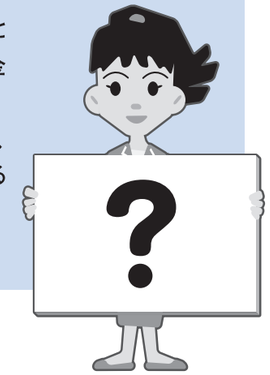
【助成対象経費】	**謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、原材料費、機械装置等購入費、造作費及び委託費**

(表3)

❶最も低い賃金額を40円以上引き上げた場合	**●上限額は100万円**
❷10名以上（時間給等800円未満）の賃金を60円以上引き上げた場合	**●10～14人引き上げた場合の上限額は130万円** **●15～19人引き上げた場合の上限額は140万円** **●20人以上引き上げた場合の上限額は150万円**

（注意）算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
（5、6、7頁の交付申請書、国庫補助金所要額調書、事業実施計画書記入例参照）

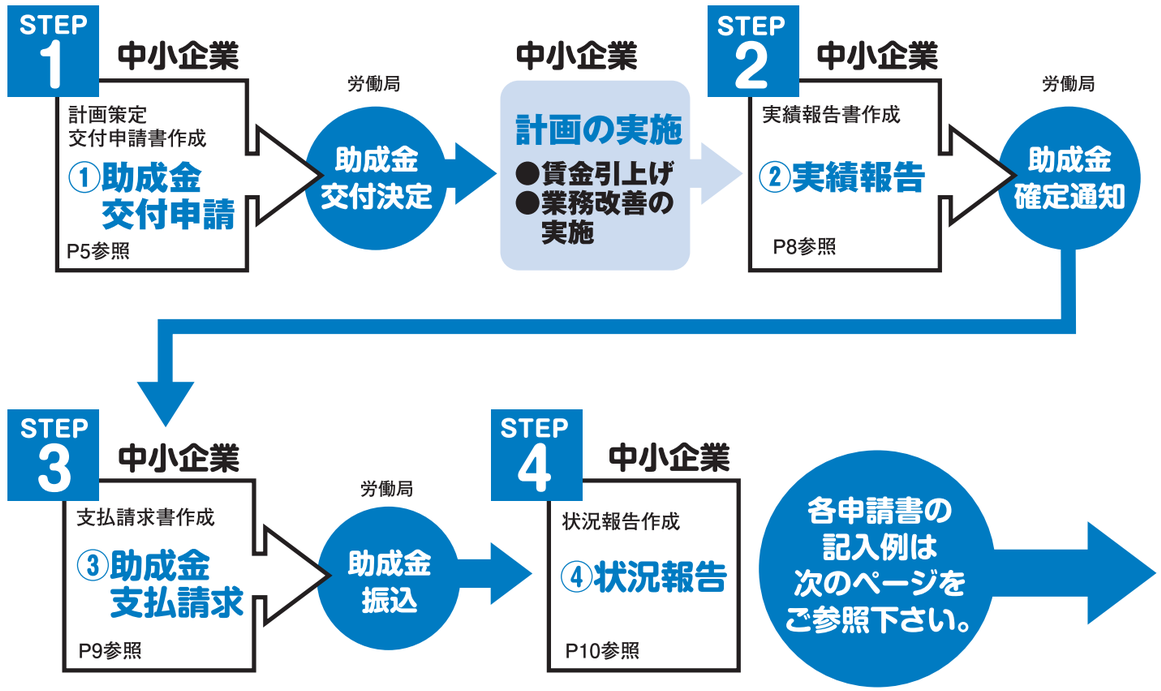
Q6 申請から支給までの手続きの流れを教えてください。



A.

業務改善助成金の申請から支給までの事務手続は下図のとおりとなります。申請先は、事業場を管轄する労働局の賃金課室（裏表紙の一覧参照）です。お気軽にご相談ください。
なお、助成対象となるものは、年度内に賃金引上げを行い、平成28年4月10日までに実績報告書を提出可能なものであるため、年度末近くでも申請可能な場合もあります。
ぜひ、労働局にご相談ください。

業務改善助成金の手続き



参考

事業実施計画の作成は、国が委託して設置している「最低賃金総合相談支援センター」で、経営面・労働面の専門家が無料・秘密厳守でお手伝いします。お気軽にご利用・ご相談いただけます。

最低賃金総合相談支援センターとは

●経営面・労働面の専門家を配置し、相談・コンサルティングをワンストップで行っています。
●課題に応じて専門家の派遣を行います。
●お問い合わせ先は、
0120-311-615（電話相談センター）



手続きの順に沿って
①交付申請書、②事業実績報告書、③支払請求書、④状況報告の書き方と留意事項について説明します。

※色字は記入例

【交付申請書等の書き方と留意事項について】

労働局長が、助成事業申請に対して交付決定または不交付決定を行いますので、
その決定後、事業実施計画の実施に着手してください。

STEP 1

①交付申請書（交付要綱様式第1号）

様式第１号

第１号 ❶

平成27年４月10日

福岡労働局長　福岡　県太郎　殿

住　　所 福岡県福岡市博多区博多駅東２―１１―１ ❷
事業場名 株式会社　霞　福岡店
代表者職氏名 株式会社　霞
代表取締役社長　東京　太郎　印 ❸

平成27年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）
交付申請書

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記 ❹

1　申請金額　　金　　８８７,０００円

2　事業の目的及び内容 ❺
福岡店の最も低い時間給を、現在の730円から780円に引き上げることとし、
平成27年５月１日から適用する。
また、効率改善としてＰＯＳレジシステムを導入する

3　国庫補助金所要額調書（別紙）

（添付資料） ❻

1　事業実施計画書（別紙2）
2　法人登記簿謄本
3　納税証明書（消費税及び地方消費税）
4　納税証明書　法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）
5　労働保険料申告書及び納付書の写し（平成25年度、　平成26年度）
6　振り込みを希望する金融機関名
7　助成対象経費の見積書
8　申請前6月分の賃金台帳の写し
9　その他参考となる書類
労働条件通知書または雇用契約書

❶ 事業場において文書番号を使用されている場合に記入してください。

❷ 事業場の所在地、名称を記入してください。

❸ 法人の場合は代表権を有する者の署名または記名押印をしてください。

❹ 別紙1の国庫補助金所要額調書の国庫補助所要額を記入してください。

❺ 賃金引上計画および業務改善計画の概要を記入してください。



❻ 添付書類

1. 事業実施計画書（記入例は6ページ・7ページ参照）
2. 法人登記簿謄本（法人の場合）※
3. 消費税および地方消費税、法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）の未納がないことを税務署長が証明する納税証明書。※
4. 直近2年間の労働保険料申告書および納付書の写し
5. 振込を希望する金融機関名、支店名、口座種類、口座番号および口座名義人がわかる書類（様式任意）
6. その他、都道府県労働局が必要と認める書類

※法人登記簿謄本、税務署の納税証明書などの公的機関が発行する証明書類は、申請前3カ月以内に作成されたものとしてください。

別紙1

国庫補助金所要額調書

区分	総事業費 A	収入額 B	差引額（A－B） C	対象経費支出予定額 D	対象経費支出予定額に補助率(※)を乗じた額 E	基準額 F	選定額（EとFを比較して少ない方の額） G	国庫補助基本額（CとGを比較して少ない方の額） H	国庫補助所要額 I
中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）	1,183,200円 ❶	0円	1,183,200円	1,183,200円	887,400円	1,000,000円	887,400円	887,400円	887,000円 ❷

※2分の1（ただし、企業全体で常時使用する労働者の数が30以下の事業場にあっては、4分の3）

❶金額は消費税を含んだ額で記入してください。
❷「国庫補助基本額 H」の金額から千円未満を切り捨てた金額を記入してください。

事業実施計画書（交付要綱様式別紙2）

別紙2

事　業　実　施　計　画　書

1　申請企業の規模等	①資本金又は出資の総額	10,000千円 ❶	②企業全体で常時使用する労働者の数	25　人
	③本店所在地	東京都千代田区霞が関1-2-2		
2　業務改善等を行う事業場	①事業場の名称	株式会社　霞　福岡店 ❷		
	②労働保健番号	40101 99999		
	③所　在　地	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２－１１－１		
	④電 話 番 号	01-234-5678 ❸		
	⑤常時使用する労働者の数	10　人	⑥事業の種類	用品雑貨・小間物小売業

3　助成事業の概要 ❹

(1)　賃金引上計画

ア　賃金が時間給等800円未満の労働者

	労働者職指名	性別	生年月日	採用年月日	時間給または時間換算額
事業場内で最も低い賃金（以下「事業場内最低賃金」という。）を含む時間給等800円未満の賃金の状況	販売員 厚生　一郎	男	昭和62年7月21日	平成22年4月1日	730円
	販売員 労働　花子	女	昭和62年9月10日	平成22年4月1日	730円
	販売員（リーダー） 基準　三郎	男	昭和59年6月5日	平成20年4月1日	790円

イ　事業場内最低賃金を引き上げる計画

①賃金計算期間　1日～末日

②賃金支払日　翌月16日

③引上げ年月日　平成 27 年　5 月　1 日

④引上げ額　氏名 厚生一郎　引上げ額　50 円
氏名 労働花子　引上げ額　50 円

❶ 法人の場合に記入してください。

❷ 事業場が本店の場合でも記入してください。

❸ 日本標準産業分類に基づき記入してください。

❹ 該当労働者が多く、書ききれない場合は、別紙（様式任意）に記入してください。

ウ　事業場内最低賃金規定を定めた就業規則（案）	❺ 賃金規程 （事業場内最低賃金） 第10条当事業場における最も低い賃金額は、時間給又は時間換算額 780円とする。ただし、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第7条に基づく最低賃金の減額の特例許可を受けた者を除く。 2　前項の賃金額には、最低賃金法第4条第3項に定める賃金を算入しない。また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行規則第2条の定めるところによる。 附則 第3条この規程は、平成 27 年5月1日から施行する。 ❻

(2) 業務改善計画

必要性、内容及び実施方法	実施予定時期	費用見込額
❼ ＰＯＳレジシステムの導入により、商品の在庫状況、棚卸し作業や売上げ状況の分析に必要となる時間を 20%程度短縮することができ、労働能率の増進を図ることができる。 POS 機器 レシートプリンタ　2台 バーコードスキャナ　6台 ラベルプリンタ　2台 キャッシュドロア　2台	平成27年5月16日	❽ 1,183,200円
費　用　見　込　額　合　計		❾ 1,183,200円

❺ 事業場内最低賃金に関する条文を記入してください。

❻ 条文の施行予定日は附則として記入してください。

❼ 労働能率の増進に効果があることを具体的・定量的に記入してください。

例:記載内容
(1)現状の作業方法(問題点)
(2)改善計画
(3)改善による効果

❽ 消費税を含んだ額で記入してください。

❾ 別紙1「国庫補助金所要額調書」の「総事業費 A」と一致します。

❿ 欄外の※1に基づき記入してください。

⓫ 欄外の※2に基づき記入してください。
不支給要件の解雇などがあった場合には、支給後であっても全額回収します。

⓬ 業務改善助成金の支給を受けている場合には、「有」に○をつけ、その受給した年度を書いてください。なお、過去に受給したことがある場合は、業務改善助成金の申請はできません。

⓭ 同一年度内に、同一の事業について国、地方公共団体などの補助金の申請、交付決定、支給を受けている場合には、「有」に○をつけ、その名称を書いてください。

⓮ 偽りその他の不正行為により本来受けることのできない各種助成を受け、または受けようとしたことにより、申請先の労働局長から過去3年以内に助成金の不支給措置がとられている場合は支給対象となりません。

(3)　労働能率の増進に資する業務改善計画に対する労働者※1の意見
意見を聴いた労働者の職氏名　❿ 主任販売員　　銀座　陽子
意　見 ＰＯＳレジシステムの導入により、商品の在庫管理に必要となる時間が短縮できると思うので、計画に賛成します。
(4)　事業完了予定期日　　平成 27年　6月　18日
4　交付決定前6月間の解雇等の状況※2 ⓫ なし。
5　業務改善助成金の受給の有無
有　・　無 ⓬　有の場合、受給した年度
6　他の助成金の受給、申請の有無
有　・　無 ⓭　有の場合、助成金の名称
7　その他 ⓮ 過去３年間、福岡労働局から助成金の不支給措置はとられていません。 平成27年度において、労働関係法令違反の事実（是正勧告書受領等）はありません。

※1　業務改善の対象業務に従事している労働者から一人選んでください。なお、就業規則の作成又は変更における意見聴取の対象者は、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者となります（当該事業場の労働者数が常時10人未満の場合を含む。）。

※2　解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載して下さい。）のほかに、①　その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

STEP 2

②事業実績報告書（交付要綱様式第9号）

様式第9号

第6号

平成27年 7 月 1日

福岡労働局長　福岡　県太郎　殿

住　所　福岡県福岡市博多区博多駅東2−11−1 ❶
事業場名称　株式会社　賓　福岡店
代表者職氏名　代表取締役社長
東京　太郎　印

平成27年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）
事業実績報告書

標記について、下記のとおり報告します。

記

1　国庫補助金精算書（別紙1）
2　事業実施結果報告（別紙2）
3　賃金引上げを証する書面 ❷
4　事業場内最低賃金規定を含む就業規則の写し ❸
5　見積書、領収書の写し ❹
6　その他参考となる書類 ❺
(1) 意見書
(2) 写真 ❻

別紙1　国庫補助金精算書

区分	総事業費	収入額	差引額（A−B）	対象経費支出済額	対象経費支出済額に補助率(※)を乗じた額	基準額	選定額（EとFを比較して少ない方の額）	国庫補助基本額（CとGを比較して少ない方の額）	国庫補助所要額	交付決定額	国庫補助受入済額	差引過不足額（K−I）
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）	1,183,200円 ❼	0円	1,183,200円	1,183,200円	887,400円	1,000,000円	887,400円	887,400円	887,000円	887,000円	0円	▲887,000円

※2分の1（ただし、企業全体で常時使用する労働者の数が30以下の事業場にあっては、4分の3）

❶ 事業場の所在地、名称を記入してください。

❷ 確認期間として申請前6回分、引上げ後1回分の引上げ対象労働者を含む全労働者の賃金台帳を添付してください。
❸ 常時使用する労働者の数が10人未満の事業場の場合は、監督署への届け出は必要ありません。
❹ 業務改善に要した費用が確認できる書面。
例:領収書の写し
❺ 例示された書類のほかに労働局が必要と認める書類も添付してください。
❻ 業務改善措置を確認できるものを添付してください。
例:業務改善（導入）前および業務改善（導入）後の写真等

❼ 金額は消費税を含んだ額で記入してください。

事業実施結果報告（交付要綱様式第9号別紙2）

別紙2

別　添

事　業　実　施　結　果　報　告

1　申請企業の規模等	①資本金又は出資の総額	❶ 10,000千円	②企業全体で常時雇用する労働者の数	25　人
	③本店所在地	東京都千代田区霞が関1-2-2		
2　業務改善等を行う事業場	①事業場の名称	株式会社　賓　福岡店 ❷		
	②労働保健番号	40101 qqqqqq		
	③所　在　地	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２－１１－１		
	④電 話 番 号	01-234-5678		
	⑤常時使用する労働者の数	10　人	⑥事業の種類	❸ 用品雑貨・小間物小売業

3　助成事業の実施結果
(1)　賃金引上げ計画の実施結果
ア　事業場内で最も低い賃金（以下「事業場内最低賃金」という。）の引上げ結果
(ア)　賃金計算期間　1日～末日
(イ)　賃金支払日　翌月　16日
(ウ)　引上げ年月日及び額　平成 27 年　5 月　1 日　引上げ額　50　円（　730 円から　780　円へ）

イ　時間給等 800 円未満の労働者の賃金の引上げ状況 ❹

労働者職指名	性別	生年月日	採用年月日	引上げ前の時間額	引上げ年月日	引上げ後の時間額	引上げ額
販売員 厚生一郎	男	昭和62年 7月21日	平成22年 4月1日	730円	平成27年 5月1日	780円	50円
販売員 労働花子	女	昭和62年 9月10日	平成22年 4月1日	730円	平成27年 5月1日	780円	50円

❶ 法人の場合に記入してください。

❷ 事業場が本店の場合でも記入してください。

❸ 日本標準産業分類に基づき記入してください。

❹ 該当労働者が多く、書ききれない場合は、別紙（様式任意）に記入してください。

ウ　事業場内最低賃金規定を定めた就業規則及び過半数労働者代表者等の意見書		
別添写しのとおり。		
(2) 業務改善計画の実施結果（納品書、領収書等を添付すること。）		
必要性、内容及び実施方法 ❺	実施時期	費用額
ＰＯＳレジシステムの導入により、商品の在庫状況、棚卸し作業や売上げ状況の分析に必要となる時間が20%程度短縮することができ、労働能率の増進を図ることができた。 POS機器 レシートプリンタ　2台 バーコードスキャナ　6台 ラベルプリンタ　2台 キャッシュドロア　2台	①平成27年５月16日	1,183,200円 ❻
費　用　額　合　計		1,183,200円
4　交付決定日の六月前からの事業実績報告までの間の解雇等※の状況 なし		
5　業務改善助成金の有無		
有　・　(無)	有の場合、受給した年度	
6　同一年度内の他の助成金の受給、申請の有無		
有　・　(無)	有の場合、助成金の名称	
7　その他 ❼ 過去３年間、福岡労働局から助成金の不支給措置はとられていません。 平成27年度において、労働関係法令違反の事実（是正勧告書受領等）はありません。		

※解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載して下さい。）のほかに、①その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

❺ 計画実施に寄る効果については具体的に記入してください。

❻ 消費税を含んだ額で記入してください。

❼ 偽りその他の不正行為により本来受けることのできない各種助成を受け、または受けようとしたことにより、申請先の労働局長から3年間にわたる助成金の不支給措置がとられている場合は支給対象となりません。

STEP 3 ③助成金支払請求書（交付要綱様式第13号）

様式第13号

平成27年8月 3日

福岡労働局長　殿

〒８１２－００１３（℡ 092－XXX－XXXX）
助成事業主　住所　福岡県福岡市博多区博多駅東２－１１－１ ❶
氏名　株式会社　霞　福岡店
代表取締役社長　東京　太郎　印

事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、
法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）
支払請求書

❷ 平成27 年 7 月 20日付け福岡労発基0720第1号平成 27 年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付額確定通知書により、下記１の事業場に係る確定した助成金額 1,000,000 円の通知を受けた件について、下記２へ振り込むよう請求します。

1　賃金及び業務の改善を行った事業場

事業場の名称	株式会社　霞　福岡店
労働保険番号	4 0 1 0 1 9 9 9 9 9 9
所　在　地	福岡県福岡市博多区博多駅東２－１１－１

2　助　成　金　の　振　込　先

金融機関名及び番号（フリガナ）	支店名及び番号（フリガナ）	口座番号（右へよせて下さい）
○○銀行（マルマルギンコウ）	博多支店（ハカタシテン）	○○○○○○○

口座の種類	口座名義（カタカナ）	備　考
普通・当座（該当するものを○で囲んで下さい。）	カフ゛シキカ゛イシ ❸ ヤ　カスミ	

※ 口座名義は最上欄のマスから右に書いて下さい。

❶ 事業場の所在地、名称を記入してください。

❷ 労働局長名の交付額確定通知書に記載された文書番号および金額を記入してください。

❸ 濁点は1マスとして記入してください。また、「ツ」、「ヤ」など小さく書く場合でも大きく書いてください。

例:（誤）カイシャ →（正）カイシヤ

業務改善助成金受給後の手続き

助成金を受給した事業主は、労働局長に対し受給後の解雇、賃金等の状況を報告するため状況報告を提出してください。

この報告を行わない、または虚偽の報告を行った場合は、交付決定を取消し、支給した助成金を回収するとともに加算金の支払いを求める場合があります。

STEP 4 ④状況報告（交付要綱様式第8号）

様式第８号

平成28年４月５日

福岡労働局長　殿

〒８１２－００１３（℡ 092－XXX－XXXX）
申請事業主　住所　福岡県福岡市博多区博多駅東２－１１－１
氏名　株式会社　霞　福岡店
代表取締役社長　東京　太郎　印

事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、
法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

状　況　報　告

❶ 平成27年　7 月　20日福岡労発基0720第 1号をもって交付額確定を受けた平成 27年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）について、

❷ 平成28 年　3 月　31日現在の助成金を受けた事業場の賃金の状況を下記により報告します。

記

1　対象期間について
交付決定日の6月前から平成　28年3月　31日まで

2　解雇等※の状況について
解雇等の事実は一切ありません。

3　賃金改善計画に基づいて引き上げた労働者の賃金の状況について
賃金引上計画に基づいて平成 27 年５月１日に引き上げた賃金は、引き続きその額で支払っています。平成 27 年 10 月１日付けで労働者○○を採用しましたが、その賃金額は、事業場内最低賃金額時間給 780 円と同額とし、引き続きその額を支払っています。

※解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載して下さい。）のほかに、①その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合



❶ 労働局長名の交付額確定通知書に示す文書番号を記入してください。

❷ STEP2の実績報告を、
◎9月30日までに
交付決定を受けた場合…
3月31日までの状況を
翌年度4月30日までに

◎10月1日以降に
交付決定を受けた場合…
交付決定の通知を受けた日から6月を経過した日までの状況を当該日から1ヶ月後までに

重要

交付決定後から助成事業完了までの間に、申請時の助成事業の内容などに変更が生じた場合には、次の手続きが必要となります。必ず申請先労働局賃金課室にお尋ねください。手続きを行わず内容の変更を行った場合、助成金の対象とならない場合もありますのでご注意ください。

助成事業実施中のその他の手続き

(1) 申請の取下げ（交付要綱第7条関係）
(2) 計画変更の申請および承認（交付要綱第9条関係）
(3) 助成事業の中止または廃止の申請（交付要綱第10条関係）
(4) 事業遅延の届出（交付要綱第11条関係）
(5) 状況報告（交付要綱第12条第2項関係）

